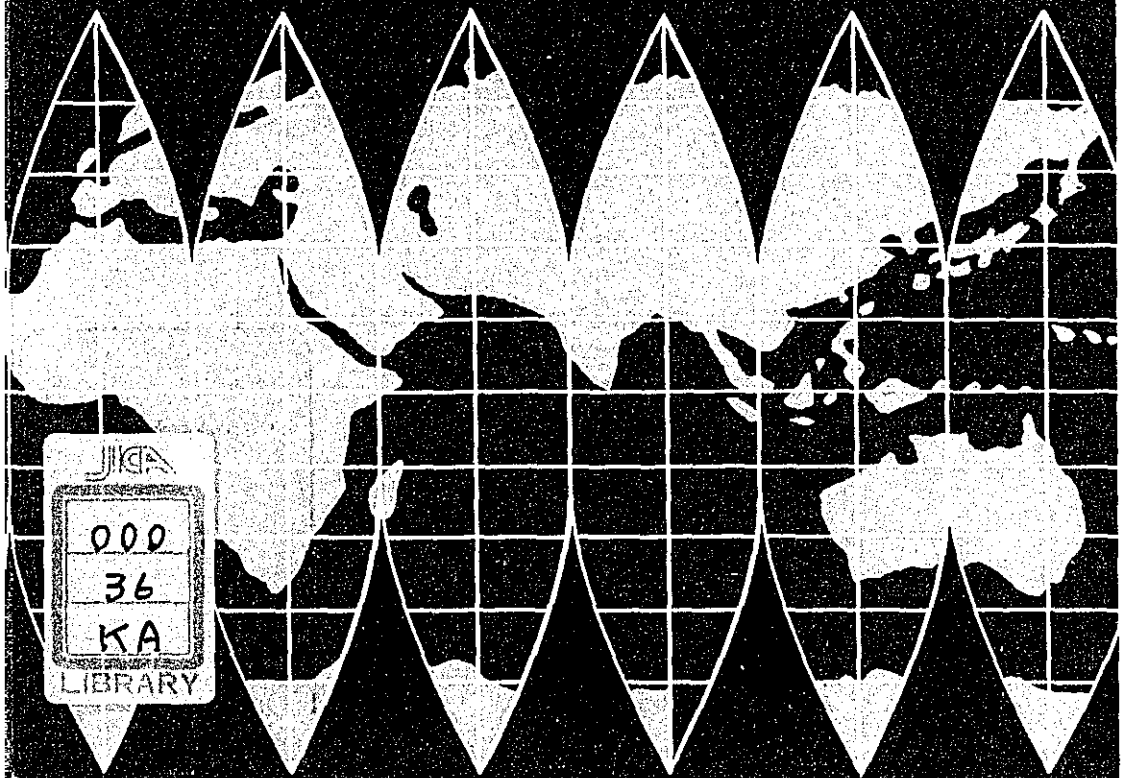


# 海外技術協力事業団概要

1969年度



JICA  
000  
36  
KA  
LIBRARY

国際協力事業団

受入  
月日

'84. 5. 24

000

登録No.

07421

36

KA

## 序

開発途上の諸国に対するわが国の技術協力は、昭和29年に開始されて以来すでに10余年の歴史を有しています。この間、事業の規模は、内外の要請にもとづき拡大の一途をたどり、今や、その対象国は、アジアをはじめとして中近東、アフリカ、中南米にも及んでいます。また、これに応じて、技術協力の実施体制も飛躍的に整備強化されつつあります。

わが国の技術協力は、当然のことながら、地理的にわが国に近接し、わが国と経済的、政治的に関係の深いアジア諸国に力点が置かれていますが、とりわけ近年は、アジア開発銀行の設立、東南アジア開発協働会議、アジア太平洋閣僚会議等に現われているように、アジアの経済開発と地域協力に新しい胎動が見られ、アジアに位置する唯一の先進国であるわが国の責任を一層重いものにしていきます。

海外技術協力事業団は、昭和37年6月にわが国政府ベースの技術協力を実施する総合的な機関として設立され、爾来、事業の規模の拡大、内容の改善等に鋭意努力を重ねてまいりましたが今や、国際的な要望である開発途上の諸国に対するこの技術協力を、国民の理解と支持の下に一層発展させるべき時にきていると考えます。

この小冊子により、当事業団の事業活動、組織、機構等、政府ベースの技術協力について大方の御理解を深めることができれば幸甚に思ふ次第であります。

海外技術協力事業団

理事長 渋 沢 信 一

JICA LIBRARY



1018994[2]

## 目 次

1. 設立の経緯	1
2. 機構	3
3. 予算	7
4. 技術協力の意義とその趨勢	8
5. 業務	15
(1) 研修員受入事業	15
(2) 専門家派遣事業	17
(3) 海外技術協力センター事業	18
(4) 開発調査事業	19
(5) 機材供与事業	20
(6) 医療協力事業	21
(7) 理科教育協力事業	22
(8) 農業開発協力事業	22
(9) 開発技術協力事業	23
(10) 賠償等に伴う協力事業	24
(11) 国連諸機関に対する技術協力事業	25
(12) 日本青年海外協力隊事業	25
(13) 関連事業（調査，広報，出版等）	27
(付) 1 昭和43年度海外技術協力事業団事業計画概要	
2 海外技術協力事業団法	
3 海外技術協力事業団主要役職員名簿	
4 経済協力での政府・民間ベースの比較	
5 受入研修員に関する諸経費一覧	

- 6 派遣専門家の給与等一覧
- 7 国内研修センター概要
- 8 統計（受入研修員，派遣専門家，海外技術協力センター，開発調査，機材供与，日本青年海外協力隊）
- 9 昭和42年度出版物案内
- 10 賛助会員名簿

# 1. 設立の経緯

海外技術協力事業団は、法律（昭和37年5月10日法律120号）（付2参照）をもって昭和37年6月30日に設立された特殊法人である。当時は、昭和29年のコロボ計画（※）加盟により開始されたわが国政府ベースの技術協力がようやく軌道にのりつつあったが、これを実施する機関としては各種団体が併立していた。すなわち、アジア、中近東・アフリカ諸国を対象とした「アジア協会」（社団法人）、中南米を対象とした「ラテン・アメリカ協会」（社団法人）、開発途上国の開発プロジェクトの調査を実施する「国際建設技術協会」（社団法人）、エカフェ委員会の下でメコン河の総合開発のための調査事業を行ってきた「メコン河総合開発調査会」等がそれである。しかしながら、政府が関与する技術協力事業が、このように多元化された体制のもとで行なわれることは、業務の能率の低下を来すおそれがあるばかりか、国家財政の見地からみても、不安定かつ不経済であり、拡大する事業を効率的に遂行するという要請に十分応え得るものではなかった。開発途上国に対するわが国の援助努力、強化の要請が国際的に一段と強まり、また、これが国内的にも国の外交上、国際経済政策上の主要な施策として認識されるにしたがい、技術協力をより総合的、効率的に実施する体制を確立する必要性が官民各界から強く叫ばれるに至ったのは当然の趨勢である。

このような情勢の中で、対外経済協力審議会は、第2回の会合において技術協力実施のための新機関設立の問題をとりあげ、また、政府部内、自民党においてもこの問題を真剣に検討した結果、外務省所管の特殊法人設立の運びとなった。

そして、第40通常国会において「海外技術協力事業団法」が承認され、昭和37年5月10日に法律第120号として公布、即日施行され、同年6月30日事業団が正式に設立された。事業団の設立に伴い、従来政府ベースによる技術協力の実施を分掌委託されてきた「アジア協会」、「メコン河総合開発調査会」は解散され、その業務は事業団にひきつがれ、また、「ラテン・アメリカ協会」、「国際建設技術協会」に関しては、その委託事業のみが事業団に統合引き継がれることとなった。

※1950年、英連邦諸国外相がコロomboに会し、国際協力のための協議委員会を設置し、第1回協議委員会は同年シドニーで開催、日本は第6回オタワ会議で正式に加盟した。

## 2. 機 構

### (1) 役 員

本事業団の役員は、会長1人、理事長1人、常勤理事4人、非常勤理事4人及び監事2人である。会長、理事長及び監事は、外務大臣が任命し、理事は、会長が外務大臣の認可を受けて任命する。

### (2) 諮問機関

#### イ 運営審議会

会長の諮問機関として海外技術協力事業団法第18条に基づく運営審議会が置かれている。運営審議会は、委員15人で組織し、事業団の業務の運営に関する重要事項を審議し、業務の運営につき、会長に対して意見を述べるものである。委員は、事業団の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから外務大臣の認可を受けて、会長が任命することになっており、現在民間有識者及び関係各省の事務次官により構成されている。

#### ロ 顧問及び参与

顧問は、事業団の運営方針に関し、参与は、事業団運営の具体的事項に関し会長の諮問に応じ又は意見をのべる。

### (3) 業務部門

事業団の業務部門の組織は、総務部、経理部、国内事業部、海外事業部、開発調査部、農業開発協力室、開発技術協力室及び附属機関並びに



日本青年海外協力隊事務局から成り、昭和43年度職員定数は337名である。各部局等の事務分掌は、次のとおりである。

(1) 総務部

業務の総合調整、文書、企画、組織、人事、予算、広報、語学研修、職員の福利厚生、内外関係諸機関との連絡に関する事項及び他部に属さない事項を取り扱う。

(2) 経理部

収支予算、決算、会計及び会計の監査、財産物品の管理、契約事務を取り扱う。

(3) 国内事業部

海外からの研修員に対する研修計画の策定及びその実施、オリエンテーション、日本語研修、研修員の福利厚生その他の管理、研修効果のエバリュエーション、アフターケア、国内研修センターの業務運営を取り扱う。

(4) 海外事業部

専門家の派遣、海外技術協力センター、病院、医療施設の設置運営、専門家、センター要員の人選及び派遣およびその管理、海外技術協力センター、病院・医療施設に必要な機材等の調達、機材供与に関する業務、国際連合機関の行なう技術協力に対する協力業務を取り扱う。

(5) 開発調査部

開発調査実施計画の策定、調査団の派遣、調査、設計等の実施、調査団員の管理に関する事項を取り扱う。

(6) 農業開発協力室

農業開発のための特別の世発プロジェクトに関し調査、実施設

計、農業専門家の派遣、機材供与等を一貫して取り扱う。

(7) 開発技術協力室

一次産品開発のための調査、協力基地の設定、基地要員派遣を通ずる技術的指導、助言、開発に必要な資機材の供与等を取り扱う。

(8) 附属機関

イ 国内研修センター

海外からの研修員の研修、宿泊施設として中央研修センター、大阪国際研修センター、名古屋国際研修会館、茨城国際農業研修会館、三崎国際水産研修会館がある。(付4参照)

ロ 海外駐在員

海外駐在員としてバンコック(タイ)、ニューデリー(インド)、プノンペン(カンボディア)、フィリピン(マニラ)に各1名が置かれている。

(9) 日本青年海外協力隊事務局

協力隊の実施計画、協力隊に関する広報、啓発、隊員の募集、選考、事前研修及び派遣、派遣隊員に対する指導、援護、管理、帰国後の隊員に関する事項を取り扱う。また、派遣先における隊員の管理、援護あるいは協力隊に関する相手国政府等との連絡調整のため海外駐在員を置いている。現在のところ、クアラルンプール(マレーシア)、ビエンチヤン(ラオス)、ダルエルサラーム(タンザニア)、マニラ(フィリピン)、ラバト(モロッコ)に各1名派遣している。

なお、東京には日本青年海外協力隊事務局および隊員の派遣前訓練施設を含めた日本青年海外協力隊ビルがある。



### 3. 予 算

昭和43年度海外技術協力事業団の収入支出予算は、次のとおりである。

#### 〔収 入〕

1. 政府委託費収入	5,134,543千円
2. 政府交付金 "	629,382
3. 政府出資金 "	325,000
4. 賠償事業 "	49,279
5. 東南アジア漁業開発センター "	543,712
6. 国内研修施設運営費等 "	138,947

---

計 6,820,863

#### 〔支 出〕

1. 政府委託費	5,134,543千円
2. 管理事務費	652,032
3. 出 資 金	325,000
4. 賠償事業費	49,279
5. 国内研修施設運営費	116,297
6. 東南アジア漁業開発センター	543,712

---

計 6,820,863

## 4. 技術協力の意義とその趨勢

第2次大戦後、アジアを中心に多くの植民地が政治的独立を獲得し、経済開発を推進しつつあるが、先進工業国と開発途上国との間の富の格差はむしろ拡大の傾向にあって、世界の経済発展と平和維持に大きな問題を投げかけており、南北問題解決の課題は益々重要性を帯びてきた。たしかに、開発途上国はその経済的自立、生活水準向上を目指して開発努力を続けているが、資金、技術の不足から多くの隘路に直面しており、これを克服するためにはどうしても先進諸国からの資金、技術両面における援助に依存せざるを得ない。

長期的視点に立った経済協力が開発途上国の安定と繁栄に資し、これがひいては、世界経済全体の安定的な拡大と平和の達成につながることは、最早今日の常識になっている。なかでも、技術協力は経済開発の主要な推進力である人的資源を開発し、技術水準を向上させ、また、貧困と疾病に悩む人達の民生安定と福祉に貢献するものであって、これが開発途上国の経済開発に与える相乗効果はきわめて大きいと言われている。

さらに、わが国にとっても、技術協力は相手国との経済的・政治的連携を緊密化する上で、また、これら諸国にわが国の技術水準と産業の質の高さを認識させる上できわめて重要である。

周知のように、アジア地域においてわが国は唯一の先進国であり、このため開発途上国からも、先進諸国からも大きな期待を寄せられているが、とりわけ、わが国の近代化達成の歴史的過程は、開発途上国の国づくり、人づくりに好個の前例を提供することになる。

さらに、わが国とアジア諸国との自然的、社会的環境の類似性も多いことから、これら諸国の開発戦略にとって、わが国の協力は他の援助国が比肩し得ない程有用かつ独特の役割を果たし得るものと思われる。

わが国の技術協力には、開発途上国政府の要請に応じて、日本政府が行なう政府ベースの協力事業と民間企業がそのイニシアティブにより政府の補助を受けて行なう民間ベースのものがある。(付4参照)

民間ベースの技術協力が、企業進出、商品市場の開拓などの商業的動機に基づくのに対し、政府ベースの技術協力は、このような個々の商業的利害と密着するよりも、相手国の経済開発、民生の安定に技術を通じて協力し、その経済的社会的自立を援けることを基調とするいわば国際的連帯感に基づくものである。技術協力は協力の対象分野が多岐にわたっていること、協力の期間が長期にわたり即効が必ずしも期待し得ないものが多いこと、そして何よりも、その対象プロジェクトが相手国政府の国家計画と強いかわりをもつことなどのために、必然的に政府ベースの技術協力が大きな比重を占めることとなる。

わが国政府のベースの技術協力は、現在、政府機関・民間関係機関の協力を得て、海外技術協力事業団が中心となって実施しているが、その事業規模(表1参照)及び対象地域は年々拡大するとともに、事業の内容も多角的になってきている。このことは急速な経済発展をとげて先進諸国の仲間入りしたわが国が、世界経済の動向と開発途上国の要請に応じつつ、わが国の重要施策としてこの事業を強力に推進しようとする姿勢を示すものである。

表 1

(単位 百万円)

年度(昭和)	37	38	39	40	41	42	43
金額	1,654	1,893	2,322	2,404	3,471	5,335	6,821

(海外技術協力事業団の予算の推移)

事業の内容についていえば、昭和37年の事業団設立当初の事業は、研修員受入、専門家派遣、海外技術協力センター及び開発調査の4つであったが、昭和39年には新たに機材供与事業が開始され、また、昭和40年からは日本青年海外協力隊事業が発足した。更に昭和41年には、医療協力及び理科教育協力が、また昭和42年に入り、農業開発及び一次産品開発に関し特別なプロジェクト協力事業が新設された。

これとともに事業団の組織機構は内外ともに拡大し、受入研修員の研修施設等も拡充されつつある。

この間、第二世銀、DAC (OECDの開発援助委員会)、米州開発銀行等の活動の本格化、世銀による協議グループ、コンソーシアム活動等を通じて、経済援助をめぐる国際協調の動きは一段と活発化した。わが国もこれらの殆どの機構に加盟し、特にDACにおいては設立当初(1961年)より年次審査活動その他に参画して、援助分野における国際協調の努力に積極的に加わってきた。しかしながら、わが国の技術協力を他の先進諸国と比較するに、その規模は絶対額から言っても、援助額全体に占める技術援助の割合の上からみても非常に見劣りがする。(表2, 3参照)

表 2

国名	経済援助額(単位億ドル)	経済援助額の対国民所得比(%)
米 国	46.13	0.76
フ ラ ン ス	12.89	1.70
英 国	9.73	1.16
ド イ ツ	7.38	0.81
日 本	5.38	0.69

(1966年度の先進各国の経済援助額—OECD資料による—)

出所 1967DAC議長報告書

表 3

国名	技術援助額(単位100万ドル)	援助に占める技術援助額の割合(%)
米 国	535.0	12
フ ラ ン ス	362.2	28
英 国	87.2	9
ド イ ツ	105.7	14
日 本	7.6	1

(1966年度の先進各国の技術援助額—OECD資料による—)

出所 1967年DAC議長報告書

とくに後者ではDAC加盟諸国中最下位であり、関係国をいたく失望せしめており、その拡大について強い要望が出されているほどである。この点、DACにおける、1966年の年次審査で、ソープ議長は、日本の技術援助額が絶望的に小さいと指摘し、技術資源に恵まれ、しかも援助実施機関が整備されている日本において、このようなことはあり得べき



でない、日本の技術協力の拡充をつよく要望した。また、経済協力全般については、1967年の年次審査で、開発途上諸国に対する日本の援助の伸びが同年の国民所得の伸び15%に比し、11%に止まったことに対し失望を表明し、DACが日本の援助の過去の実績よりも将来の伸びにより大きな関心をもっているとも述べている。国内的にも一般の経済協力に先行して、技術協力の量的拡大を図るべしとの意見が強く、先に経済審議会においてまとめられた経済社会発展計画も「技術協力が、わが国経済協力において立遅れているので、その規模を拡大し、同時に資本協力との関連をつよめ、経済協力の効率化をはかり、また派遣技術者の確保、技術協力機関の拡充につとめる。とくに業種の面では低開発国の食糧問題を考慮して、農業協力を重視する。」との答申を提出している。

もちろん、わが国の一人当たり国民所得が未だ先進欧米諸国には及ばない点を考えれば、援助努力の公平分担（つまり1%出す必要はないという）の議論もあるが、その規模が現状のままであることは少くとも許されないことであり、長期的な視野に立って、計画的な拡大を図ることが必要であろう。さらに、わが国の技術協力はその規模の拡大のみならず資金協力との有機的結びつきをより一層強め、双方の総体的効果を高め援助の効率化を図るとともに相手国の実情の十分な把握、フォローアップ、アフター・ケアの充実等きめの細かい協力を行なうことにより、その内容の質的充実を図ることが重要である。

最近における経済技術協力の国際的趨勢、とくにわが国をとりまく国際環境をみるに、わが国の援助努力強化への期待はいっそう大きい。

「先進国の援助額をその国民所得の1%とする」という例の、1%援助論を生み出した昭和39年の第1回国連貿易開発会議はその4年後の昭和43年ニューデリー（インド）で開かれた第2回会議において、先進国

の援助をその国民総生産の1%にするという、いっそう強い線を打出した。

昭和41年4月、わが国の主唱の下に東京で開催された東南アジア開発閣僚会議は、アジア開発銀行の設立とともに、東南アジアにおける経済・技術協力を新紀元を画したが、同時にそれはアジアの地域協力の新しい胎動を示めすものでもあった。この会議の結果、東南アジア地域内の協力体制を確立する重要性が認識され、アジアの連帯感に基づいた開発努力の強化がコミュニケに謳われた。日本はこの会議で参加諸国中の唯一の先進国として、援助額を国民所得の1%に近付けるよう努力すること、農業開発、工業化計画、医療、教育面で資金、技術援助を拡充することなどを約束した。具体的な成果としては、東南アジア農業開発会議が開催され、漁業開発センター設置の構想が打ち出され、また農業開発基金設置についての勧告が行われた。

昭和42年に開催された第2回東南アジア開発会議においては上記の漁業開発センター設置の構想は正式にコミュニケに盛り込まれ、以後具体化の道をたどっている。さらに昭和43年、シンガポールで開かれた第3回会議で三木外務大臣は日本が農業開発基金として、アジア開発銀行に本年度は72億円を拠出し、また将来はこれを360億円（1億ドル）まで拡大するつもりであると述べた。とくにこの会議ではヴェトナム戦後の大きな課題としてアジア開発の重要性が各国から強調された。

アジア開発銀行の設立は、経済開発及び経済協力の促進を目指して、アジアの諸国が歩調を揃えた域内協力の象徴とも言えるものであり、今後わが国は同銀行に対し、資金的な協力をするのみならず、技術協力の面でも参画が期待されることになる。

このようなアジア開発の新しい展開において、技術協力の重要性は益

々強く認識されつつある。農業開発の重要性については多言を要しないが、事業団では一次産品開発を含めた農業開発協力、民生安定を本旨とする医療面の協力等を拡充することによって、このような新たな動向に対処しつつ、事業規模の全般的拡大と前に述べたような事業内容の質的向上にたえず努力して行くつもりである。

## 5. 業 務

事業団は業務の実施にあたって、対外的には監督官庁である外務省を通じ、開発途上諸国政府、国際機関の技術協力機関と連絡を持ち、また、国内的には政府機関、民間関係機関の広範に亘る協力を得ている。

事業団の業務を大別すれば、一つは研修員の受入、専門家の派遣、機材の供与等技術協力事業の具体的な実施であり、他は技術協力を実施するために必要な企画、立案、調査、広報、出版等の関連業務である。

また、事業団の実施している技術協力事業は経費負担の点から分類すると、わが国が全額を負担するものと相手側が主要な経費を負担し、わが国が一部を負担するものに大別できる。現在の事業の多くはわが国が経費の殆ど全額を負担するものであるが、例えば、政府一般（GG）計画、国連計画、賠償計画等にもとづく研修員の受入、専門家の派遣は、主として相手国が負担し、わが国は経費の一部を分担する事業である。

### (1) 研修員受入事業

研修員の受入事業は、開発途上国の中級及び高級技術者を、その国政府の要請によりわが国に受入れ、技術の研修、新知識の習得あるいは再訓練を行ない、開発途上国の経済的、社会的発展に寄与し、併せて日本の産業、文化を紹介し、両国の親善友好に役立てることを目的としている。

現在、これらの受入れは、コロンボ計画、中近東・アフリカ技術協力計画、中南米技術協力計画、その他アジア地域等技術協力計画、原子力計画（以上はその費用の全額をわが国が負担する）、国連計画、政府一

般要請計画（以上は費用の一部である研修付帯費のみをわが国が負担する）に基づいておこなわれており、研修分野は稲作から原子力にわたっているが、農林水産分野が最も多く、以下一般行政、軽工業、電気通信、建設と続いている。地域的にはわが国との地理的、歴史的、経済的関係の深い、アジアが圧倒的に多いが、その他、アフリカ、中南米地域にも及んでいる。

研修の方式には、わが国で予め設定した研修プログラムに沿って各国から参加希望者を募る集団研修と各国の独自の要請にもとづき研修させる個別研修に分けられるが、昭和43年度においては1,150名の研修員の受入れを計画しており、そのうち集団研修は73コース、704名を実施する予定である。研修員としての資格は、研修コースの内容によって異なるが、各国において経済社会開発の中心となる人々を対象としているため大半は各国官庁の中堅職員（このような点が一般の留学生と異なる）である。（研修員の待遇等については付5参照）

受入研修員は、セミナー参加者、視察及び見学者、研究所、技術技能研修者等に大別されるが、それぞれ事業団におけるオリエンテーションを受けたのち、事業団の研修機関、政府の試験研究機関、大学、民間の企業、訓練所等の各機関において、研修プログラムに従って研究し、訓練を受ける。

事業団自体の研修、宿泊施設としては、東京に中央研修センター、大阪に阪神工業地帯を背景にした研修のための大阪国際研修センター、名古屋に中京地区の工業を中心とした研修のための名古屋国際研修会館、茨城県内原に国際農業研修会館、神奈川県三浦市に国際水産研修会館が設けられている。（付7参照）なお、43年度には受入研修員の増加に応じて、東京の中央研修センターの増設（約100ベット）及び茨城農業研

修会館の施設拡充等が着工された。

事業団は、これら研修の計画の立案その他研修管理全般の仕事を受けもっており、この研修管理の一環として、研修員に対する日本語教育を実施し、また研修員に対する帰国後のアフターケアも鋭意進めている。その具体的措置としては、帰国研修員に対する研修員間の交流、技術相談、わが国技術協力の動向等を記事とした「KENSHU-IN」誌の送付、機材の供与、帰国研修員の同窓会活動等が主要なものである。

## (2) 専門家派遣事業

専門家派遣事業は、東南アジア、中近東、アフリカ、中南米地域の開発途上国及びE C A F E、E C A等の国際機関に対し、コロンボ計画、中近東・アフリカ技術協力計画、中南米技術協力計画及びその他アジア地域等技術協力計画に基づき、専門家を派遣し、各国の政府関係機関、試験研究機関、事業所、学校、指導訓練機関等で計画立案、調査研究、指導、普及活動、助言等の業務を行うものである。その他、東南アジア漁業開発センター、アジア開発銀行等の国際機関への専門家派遣による協力業務、ならびに相手国政府が経費負担の上招へいする専門家の推せん、給与の補填等の業務及び国連への専門家の推せん業務も実施している。派遣専門家を業種別にみると農林水産分野が最も多く、以下、電気通信、鋳工業、土木建設、運輸、軽工業の順となっている。また、地域的にみると、アジアが圧倒的に多い。専門家の派遣にあたっては相手国の要請に基づき、関係政府機関等と打ち合わせの上、適格者の推薦を依頼するか、あるいは事業団自体において登録している者の中から適任者を選任し、決定の上派遣前に現地事情その他のオリエンテーションおよ

び語学、技術等の研修を充分行なっている。またこれら開発途上国に派遣された専門家が任国において技術協力業務に専念し十分な成果をおさめるよう、派遣中の専門家との連絡を密にし、その指導管理に万全を期するとともに、帰国後の効果測定等のフォローアップにも意を注いでいる。また、事業団と派遣専門家とのコミュニケーションを強化するため、機関誌「エキスパート」を定期的に発行している。（派遣技術者、専門家の待遇等については付6参照）

### (3) 海外技術協力センター事業

この事業は、わが国からは技術者と機材を送り、相手国側が土地、建物等を提供し、現地に所要の施設を設け、技術の訓練、演示、研究等を行なうものである。

これは相手国政府との間で締結した協定に基づき設置されるもので、原則として、3カ年間の協力期間の後相手国側に引き継がれることになっているが、この協力期間は延長される場合が多い。なお、これまで設置されたセンターは、何れも相手国側への引継ぎ後も順調に運営され、わが国は引継ぎコロンボ計画等により専門家を派遣して協力をしている。

このセンター事業は、昭和32年に開始されたもので、現地において直接多くの人々を対象とし、かつ、現地の実情にあった方法がとり得る利点があり、そのデモンストレーション効果も大きいという点で極めて有効な技術協力の方式である。

海外技術協力センターは、当初は技術者の訓練を主な目的として設けられたが、その後、タイのウイルス研究センター、パキスタンの電気通信研究センターのように研究を目的としたもの、さらに、インド農業

センターのように技術の演示を中心にしたものへと多様化してきた。対象業種としては、小規模工業、農業、漁業、繊維工業、水産加工、電気通信等が主なものである。

現在までに26カ所（アジア20、中近東・アフリカ4、中南米2）のセンターが設置され、その他1センターが設置準備中である。

なお、センター要員として派遣された専門家は、現在（昭和43年12月）まで207名（軽工業80名、農業72名、電気通信29名、その他26名）にのぼる。

#### (4) 開発調査事業

この事業は、開発途上国の要請に基づいて、その経済開発に重要な役割を果す産業基盤等の公共の開発計画に関し、調査団を派遣してコンサルティング協力を行なうものである。専門家を欠く多くの開発途上国にとって、開発計画をたてることは非常に困難なことで、このような専門家から成る調査団を派遣し援助することが是非とも必要となる。調査の程度は、概括的な現状調査とそれによる計画の方向づけから、精度の高いいわゆるフィジビリティ・サーベイにわたり、また調査対象は1国のみ開発プロジェクトの場合と広域通信網建設調査、エカフェが推進するメコン河総合開発計画およびアジアハイウェー計画調査等のように数カ国にわたる広範な地域開発プロジェクトの場合もある。

対象分野も農林水産資源、鉱物資源、工業、港湾、道路、鉄道、電源開発、橋梁、都市計画等多岐にわたる。調査結果は、報告書にまとめられて勧告のかたちで日本政府と相手国政府に提出される。

とくに最近の調査は次第に大型化し、長期的なものになりつつあるが、さらに、資金協力と結びついた精度の高いものが要求される傾向もある。



開発調査事業のため現在（昭和43年12月）まで約181の調査団が派遣され、海外に赴いた専門家は1,247名（建設349名、農林水産業198名、公益事業168名、鉱業145名等）にのぼっている。また、調査団の編成にあたっては広く官庁や民間コンサルタント会社等の協力を得ている。

最近（昭和43年3月まで）ラオス国鉱物資源開発計画調査、東南アジア域内電気通信網整備計画調査、コンゴ（キンシャサ）民主共和国鉄道舟航改良計画調査、パラグアイ国農村電化計画調査等の調査団が派遣されている。また、アジアハイウェイ計画は、域内外諸国の協力のもとに各国の幹線道路を連結し、この地域の産業の発展に寄与せんとするものであり、わが国は昭和40、41の両年度にこのうち東パキスタン南西部のA1ルート上のゴライ河架橋のための調査を実施した。昭和42年度からは、タイとラオスにまたがるノンカイ・ヴィエンチャンの架橋計画（A-12号路線上）の調査が実施されている。一方、メコン河開発計画調査では、本流サンボール地点（カンボディア）、支流スレポック上流域（南ヴェトナム）及び支流ナムダム地点の開発計画に対する調査を実施し、また、昭和42年度からカンボディア・グランラック湖周辺地域開発のための調査も実施されている。

#### (5) 機材供与事業

開発途上国では機材あるいは設備の不足のために経済的、社会的開発が遅れ妨げられている場合が多い。単独機材供与事業は、このようなところに必要な機材を贈与し開発の推進に寄与しようとするものであり、派遣専門家、帰国研修員、日本青年海外協力隊員等のフォローアップに重点をおき、「人と物との組合せ」による援助として効果をあげている。供与する機材も、農機具、工作機械、漁具、冷凍魚運搬車、電子顕微

鏡、電気通信機器等と多岐にわたり、昭和43年度までに28カ国、58プロジェクトに対し実施した。また、機材供与事業はわが国のすぐれた機材を開発途上国に認識させる上でも極めて有用な役割を果たしている。

## (6) 医療協力事業

医療協力事業は医療事情が極度に悪く、人々の健康な生活が脅かされ、ひいてはこれが経済開発にも悪影響をおよぼしている国が多いアジア、アフリカを主とした開発途上国に対し、わが国が医療技術の先進国としての技術協力を促進し、これら諸国の保健衛生面の改善にしようとするものである。もちろん医療分野に関する技術協力は従来から研修員の受入れ、専門家の派遣、機材供与等の方式で小規模に実施していたが、とくに開発途上国における民生の安定を目的として、疾病からの救済、保健衛生の向上は、その社会開発の面において大きな役割を果たすものであり、また、わが国としてもこの分野に協力することは、主義主張を越えた人道主義的な見地からも直ちに手をさしのべることが望ましいものである。このような意味で、昭和41年度に新たに約3億5,000万円の予算を特別に計上し、アジア、アフリカ諸国に対する、医療関係技術者の派遣、医療機材の供与、医薬品の供給等をおこなってきたものである。そして、昭和42年度は予算規模が、さらに8億4,550万円と大幅に拡大し、それによって、タイへの巡回診療団、南ヴェトナムへの医療チームの派遣等8プロジェクトの専門家派遣がなされた。また機材供与としてはタイへの大型電子顕微鏡等25プロジェクトが実施された。

さらに南ヴェトナムへは病院の建設もおこなった。その他、各国の医療事情の調査のため調査団を派遣し、今後の効率的な医療協力実施の一助とした。

なお43年度予算規模はさらに9億1,000万円と増大した。

## (7) 理科教育海外協力事業

開発途上国における文盲の駆逐、教育水準の向上は、他の先進諸国がそうであったと同様に、各国の経済的、社会的開発にとって重要な基盤をなすものである。この意味で教育面についての先進諸国の協力の役割は大きい。一方教育制度の改革、教員の養成等については夫々各国の歴史的背景も異なり、また言葉の問題等もあり、わが国が積極的に現地においてこの分野での協力を行なうには種々の障害も考えられる。従来、研修員としてわが国の教育事情、制度等を視察、研究する者はあったが、わが国よりこれら諸国への専門家の派遣は極めて少数にとどまっていた。この理科教育協力事業は、わが国として協力の可能性が大きく、かつ、その効果も大いに期待される分野で、その業務内容は主として中学、高等学校の理科教員の再教育を目的とし、これに必要な教材の供与、専門家の派遣等を行なうものである。

現在まで、ビルマ、インドネシア、マレーシア、パキスタン、フィリピン、タイ、イラン、ケニヤに10名の理科教育専門家を派遣している。

## (8) 農業開発協力事業

近年、東南アジア等開発途上国の経済開発における農業の重要性が再認識されつつあり、また、東南アジア農業開発会議の開催等この地域における経済開発のための地域的協力の活発化に伴い、とくに東南アジア諸国からわが国に対する農業協力の要請がとみに高まってきている。

このような動向にかんがみ、わが国では、従来から行なってきた農業技術協力に加え、昭和42年度から新たに次のような「農業開発協力事

業」を実施することとなった。すなわち、「農業開発協力事業」は、土地基盤の整備と営農技術の改善を中軸として適地においてモデル的に実施しようとする農業開発プロジェクトに対し、当該プロジェクトの調査、計画、実施設計、営農体系の組立てとその普及指導、必要な資金のあっせん等について総合的に、かつ、一貫して協力する「農業開発のためのプロジェクト協力」であって、これを行なうことにより相手国の農業生産の増大と農民所得の向上に寄与しようとするものである。

昭和42年度は農業開発協力事業予算4億8,000万円を計上し、西部ジャワ食糧増産計画（インドネシア）、プライ河下流域排水干拓計画（マレーシア）、ミンドロ島ナウハンス及びレイテ島サンミゲール稲作開発計画（フィリピン）、とうもろこし開発計画（カンボディア）等に対し実施調査団を派遣したのをはじめ、その他の農業開発プロジェクトに対しても、それぞれの地域の実情に即しつつ、調査、計画、実施設計あるいは農業技術指導に必要な専門家の長期派遣、機材供与等の協力を行なった。

昭和43年度には事業予算はさらに5億3,400万円と増額され、今後、事業がいっそう拡大の方向にあることを示している。

#### (9) 開発技術協力事業（一次産品開発事業）

この事業は、開発途上国に対する経済協力の一環として、特に一次産品の貿易拡大に資するため、一次産品の品位、品質、品種、コスト等の面でわが国の需要に適合するよう開発のための技術協力を実施することを目的として昭和42年度から新設されたものである。

この事業は、一次産品開発のための総合的な技術協力であるが、同時に、開発金融その他開発輸入事業の仕組とも密接な関連があるので、こ

れらを効果的に進めうるような体制を併せ考える必要のある事業である。

したがって事業の内容は対象国の実情に即した協力を行うため、現地に基地を設け、基地要員として農業、流通経営等の専門家を長期間派遣し、併せて展示、試作用の肥料、農機具等を供与して、とうもろこし、ソルガム、油糧種子等の一次産品の栽培技術、施肥等の技術協力を実施するとともに、肥料、生産物の流通機構改善等についての助言、さらに対象一次産品の輸入に関する斡旋並びに開発資材の購入及びそれに必要な資金の貸付けの斡旋等の業務を行うものである。

昭和42年度は9,200万円の予算をもって、タンザニヤ、インドネシヤ、タイに対し、とうもろこしを中心とする一次産品開発協力の実施調査団を派遣した。昭和43年度は1億1,600万円の予算が計上されている。

#### (10) 賠償等に伴う協力事業

わが国は、アジア諸国に対する戦後処理の一環として、賠償又はこれに準ずる方法とにより国家的義務を果たしているが、その一環として研修員の受入、専門家派遣等が組み入れられている。事業団はこれらの事業を旧アジア協会から引継ぎ、相手国政府との契約の当事者となり他の技術協力の場合と同様な業務を実施している。

すなわち昭和34年にカンボディアが対日賠償請求権を放棄した好意に報いる意味から、日本・カンボジア経済技術協力協定が締結され、現地に農業、畜産及び医療の各センターを設置し、協力を行なうこととなり事業団はこれについてのわが国の当事者となってその設立運営に当たってきた。この協定による協力期間はすでに終了しているが、その後も、コロンボ計画によって専門家を派遣し現在継続協力中である。

その他には、インドネシア、フィリピンからの研修員の受入れがある。現在（昭和43年12月）までのところインドネシア 474名、フィリピン25名を受入れたがインドネシアからの研修員受入は昭和43年3月をもって終了した。

昭和42年度には日韓経済協力協定による第一年度計画として韓国より、昭和43年12月現在まで漁業研修員60名の受入れを実施した。

なお、昭和43年度から、先にわが国のイニシアティブにより設立をみた東南アジア漁業開発センターからの要請にもとづき、同センター事業に必要な船舶・器材の調達等の業務を実施する予定である。

#### (1) 国連諸機関に対する技術協力事業

国連諸機関に対する協力業務は、国連の通常技術援助計画及び国連開発計画（拡大技術援助計画および特別基金計画の両計画）に関連するもので、その内容は国連が採用する専門家の推せん業務および国連技術協力に関連する器材をわが国で調達する際の斡旋業務等である。その他国連の経費による研修員の受入事業を行なっている。（(1)、研修員入事業を参照）

#### (2) 日本青年海外協力隊事業

この事業は、技術をもち奉仕の精神に燃えたわが国の青年男女を開発途上国に派遣して、相手国の人々と生活と労働をともにしながら、その国の経済的社会的開発、民生の向上に協力するとともにわが国青年の国際的視野を広め、ひいては国際親善の上に大きく寄与する意味を含む、従来技術協力とは異なった新しい形態の協力として、その成果が期待されている。また、国内青少年対策の上からも任務を終えて帰国した隊

員が、海外において得た貴重な体験を活かし、若い力の中核として青少年に夢を持たせ、わが国の発展に貢献する事業として、重要な意義を有するものである。

協力隊員の派遣に際してはそれに先立って相手国政府との間に「協力隊派遣に関する協定」を締結する。この事業は、相手国の国民大衆を対象とした広い底辺の上に立った協力をしようとするもので、この事業の推進にあたっては、全国的組織を有する経済団体、各種業界、青年団体、大学等をもって構成する「日本青年海外協力隊協議会」を設け、また、本事業の趣旨に賛同する後援組織として「日本青年海外協力隊後援会」が設立され、本事業の全国的支援を得るとともに、隊員家族との連絡、隊員への激励等、隊員、隊員家族及び事務局を結ぶ太いパイプとして、「家族会」を設けている。また、事務局に全国青年を中心とする5人以上のグループにより構成される日本青年海外協力隊研究会を設け、隊員の派遣されるアジア、アフリカ各国の調査研究活動を行っている。

隊員は20才以上の青年を対象とし、農水産、鉱工業、教育、運輸、通信、建設、保健医療、日本語、体育等の各分野に於て、技術、技能を身に付けた者の中から身体強健奉仕精神に燃えた者を選考し、3カ月の厳しい訓練の後、原則として2年にわたって海外に派遣する。

この事業は、たんに青年を海外に派遣して国際協力を行なうのみならず、上記に述べたように、国内の青少年対策の柱としての意義がきわめて大きく、全国的事業としての発展が識者間に強調されている。従って、この事業は青年を中心として運営されるものではあるが、全国的事業であることにかんがみ、日本青年海外協力隊事務局では機関誌「若い力」の発行、映画「若い力」の製作、「日本青年海外協力隊展」、映画会講演会等を随時開催している。

現在（昭和43年12月末）までに、フィリピン、カンボディア、ラオス、マレーシア、インド、ケニア、タンザニア、モロッコ、エルサルヴァドルの各国に、合計444名の隊員が派遣され、それぞれ活躍中であり、その専門分野のすぐれた技術と隊員達の努力と誠意は、単に相手国のみならず、広く海外諸国から好評を得ている。昭和42年度には第一陣の隊員が帰国を始め、2年間の在外経験をもとに各職場において活躍している。最近、沖縄出身者の参加希望が多く寄せられており、事務局は関係機関と協議の上、本土青年同様、隊員として募集せしめることとしたことも特筆すべきことであろう。

かねてから、本事業の急速な発展に対処するため、東京都に「日本青年海外協力隊ビル」（事務局および訓練所）を建設中であったが、昭和43年3月完成した。これによって、今後の協力隊事業の一層の発展が期待されている。

なお、昭和44年度はアジア210名、アフリカ50名、中南米10名の派遣が予定されている。

### (9) 関連事業（調査、広報、出版等）

事業団は、前述したような技術協力を実施する機関であるが、これらの事業を有効かつ適切に推進するためには、充分な事前の調査研究、事業効果の把握の上に立った、周到な準備計画の策定が必要であり、さらに官民関係機関の理解と協力が不可欠である。このような観点から事業団としては技術協力の実施に関連する企画、調査、研究、語学研修、広報、出版等の業務を行なっている。その主なものを述べれば次のとおりである。

(1) 技術協力の効果的実施のために対象諸国の経済開発計画、開発プ



プロジェクトの動向、技術水準その他文化的、社会的諸環境を技術協力との関連において十分に認識把握することはきわめて重要である。

この意味から事業団は、常に各関係機関と連繫をとり調査研究につとめているほか、事業団自体として現地に専門調査員を派遣し、また派遣専門家、来日研修員その他の学識経験者を動員して技術協力対象諸国の動向調査を行ない、事業の基礎資料とし、また関係機関の参考に供している。

(2) 技術協力の効果についての分析は、その方法論としてむづかしい問題があるが、いずれにせよ多額の国家財政資金を投入して行なう以上、事業の進捗中及び事後を問わずその効果を的確に把握し、その基礎の上に立って計画を立案することが必要である。

事業団は外務省と共同し、また関係専門家、諸機関の努力を得て重要なプロジェクトについての効果測定を組織的に実施している。

このために事業団職員を調査員として現地に派遣し、当事業団の海外駐在員とも共同して帰国研修員の研修効果等広範な効果測定事業にあたっている。

とくに、昭和42年度においては全事業にわたる総合的效果測定事業を内外諸機関の協力を得て、実施し、わが国の技術協力が多くの国で定着しつつあり、十分にそれらの国の経済開発に貢献していることが明らかとなったが、同時に今後の改善すべき諸点も判明し、今後のわが国の技術協力計画等の策定と実施の上に大きな成果をもたらした。

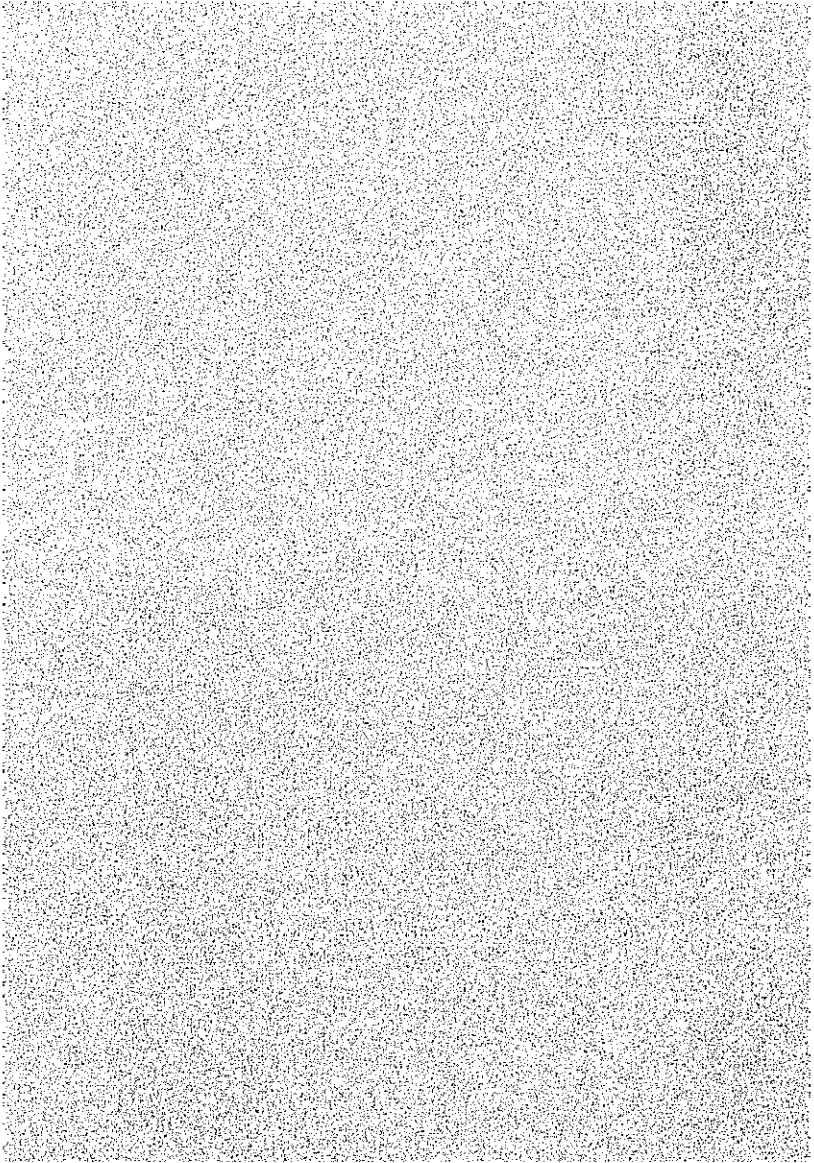
(3) 技術的な調査研究として、マラヤの稲作、東南アジアにおける水資源の利用、東南アジアの総合的農業開発方法等の各種の技術的問題についてシンポジウム、セミナー等を開催し、その他運輸、電気通信等個別的な技術問題についても調査を進めている。さらに専門家、研修員等

が現場において遭遇した技術的問題の解決に応ずる技術問題相談等や専門技術図書刊行、委託研究等の業務を通じて技術協力の円滑な運営に資している。

(4) 技術協力事業は、国民的理解のもとに発展させなければならないのであるが、そのため技術協力を関係諸機関のみならず広く国民各層に周知させるため、月刊誌「海外技術協力」等各種刊行物の発行、展覧会、展示会の開催、講演会の開催等を行なっている。なお、この中で例年の行事として経済協力に関係する諸機関、諸団体と共同して経済協力協調運動を開催しているが、これは、技術協力を含め、広く経済協力全般についての広報であり、毎年その開会式には総理大臣の出席を得ており、展覧会、講演会、シンポジウム、作文の募集等が行なわれている。

また、海外広報としては、毎年コロンボ計画協議委員会会議の際の展示会に参加し、わが国の技術協力の現状を示す写真等を出品している。そのほか、国際機関をはじめ諸外国の図書館、大学と資料を交換し、資料の収集に併せて広報に役立てている。

(5) 事業団は、国民的基盤に立って技術協力事業を推進する一環として広く民間の賛助をあおぐ賛助会員制度を設けている。現在わが国の経済界の中心をなす主要企業を含めて約400の会員が加入しており、会員とは懇談会、あるいは出版物の配布等を通じ、その鞏帯を強めるとともにその協力を得ている。(付10参照)



【付 1】

昭和43年度海外技術協力事業回覧事業概要

区 分	概 要	千圓換算 (百万円)	備 考
1	研修員出入事業 (内訳) ロンドン計画 580人(6ヵ月)、中近東・アフリカ計画 151人(5ヵ月)、中川北計画82人(5ヵ月)、原子力計画10人(9ヵ月)、その他アジア地域等計画77人(4ヵ月)、国連及びG.G計画 250人(2ヵ月)、フィリピン研修研修員125人(3ヵ月)、G.G研修員 30人(4.7ヵ月)	820	外務省所管予算  日比協償 日韓技術協力
2	専門家派遣事業 (1) 専門家 352人(短期(1年未満)133人(4ヵ月)長期(1年以上)219人(8ヵ月)) (2) G.Gベース 20人 (3) 自費機関専門家 16人 (4) 帰国専門家身分保障 12人 (5) 専門家センター要員のプール 10人 (6) 専門家等災害補償	939	外務省所管予算
3	開発調査事業 (1) 投資前基礎調査 ①メコン河開発事業調査 ②アジア道路建設計画調査 (2) 投資前基礎調査 (2) 海外開発計画調査	307 219 87 30	外務省所管予算  通産省所管予算
4	海外技術協力センター事業 (1) 新規設置計画 アレシシア(工業) インドネシア(農業) (2) 新規部門の拡充強化 ブラジル(繊維)、ケニア(小規模工業) (3) 強化強化 ケニア(繊維)他 (4) 準備中 韓国(工業)、ウガンダ(小規模工業) 以上の計画の他にメキシコ・インド・タイ・パキスタン・カンボディア等の14センターへの協力	704	外務省所管予算
5	機材供与事業	100	外務省所管予算
6	医療協力事業 (1) 現地調査 ①タイ・カンボディア疫学及びポリオ対策 ②チチチビ中央衛生研究所、ケニア国立病院及びガーナ疫学大学 ③韓国成人病対策及び衛生虫対策等 (2) 専門家派遣 新設9人 (3) 機材供与 セイロン医科大学医学試験所、韓国成人病対策、衛生虫対策、ガーナ医科大学、タイポリオ対策等	910	外務省所管予算
7	農業開発協力事業 (1) インドネシア農業協力 (2)アレシシア稲作機械化技術協力 (3)フィリピン稲作開発協力 (4)カンボディア・タイ・ウガンダ開発協力 (5)オーストラリア地区農業開発協力等に関する調査派遣	534	外務省所管予算
8	開発技術協力事業 インドネシア・カンボディア・タイ及びタンザニアの諸国に対し専門家の派遣並びに機材供与を行ない、とうもろこし、その他農産物の増産及び対日輸出の増進に協力する。	116	外務省所管予算
9	日本青年海外協力隊事業 新規派遣 230名(アジア地域 220名、アフリカ地域 10名) 継続 210名	677	外務省所管予算
10	海外技術協力事業団交付金による事業 1 海外組合員派遣 2 企画調査等 3 広報統計資料 4 研修記録作成と経費 5 学歴研修員のフィリピン・シンガポ 6 専門家登録及びフォローアップ 7 その他	629	外務省所管予算
11	海外技術協力事業団出資金による事業 1 職員検査 2 中央研修センターの増設 3 次級国際職業研修会館の建物新設	325	外務省所管予算
12	理村教育海外協力事業 1 理村教育(中国・タイ・シンガポール・ウガンダ) 2 産業教育(農業) (イラン)	26	文部省所管予算

【付 2】

**海外技術協力事業団法**

第 1 章	総 則 (第 1 条 ~ 第 7 条)
第 2 章	役員及び職員 (第 8 条 ~ 第 17 条)
第 3 章	運 営 審 議 会 (第 18 条 ・ 第 19 条)
第 4 章	業 務 (第 20 条 ・ 第 21 条)
第 5 章	財 務 及 び 会 計 (第 22 条 ~ 第 30 条)
第 6 章	監 督 (第 31 条 ~ 第 32 条)
第 7 章	雑 則 (第 33 条 ~ 第 35 条)
第 8 章	罰 則 (第 36 条 ~ 第 38 条)
附 則	

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 海外技術協力事業団は、アジア地域その他の開発途上にある海外の地域（以下「アジア等の地域」という。）に対する条約その他の国際約束に基づく技術協力の実施に必要な業務を効率的に行なうことを目的とする。

### (法人格)

第2条 海外技術協力事業団（以下「事業団」という。）は、法人とする。

### (事務所)

第3条 事業団は、事務所を東京都に置く。

### (資本金)

第4条 事業団の資本金は、2億円とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。

3 事業団は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増額するものとする。

### (登 記)

第5条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

### (名称の使用制限)

第6条 事業団でない者は、海外技術協力事業団という名称を用いてはならない。

### (民法の準用)

第7条 民法（明治29年法律第89号）第44条（法人の不法行為能力）及び第50条（法人の住所）の規定は、事業団について準用する。

## 第2章 役員及び職員

### (役員)

第8条 事業団に、役員として、会長1人、理事長1人、理事4人以内及び監事2人以内を置く。

2 事業団に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事4人以内を置くことができる。

### (役員職務及び権限)

第9条 会長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、事業団を代表し、会長の定めるところにより、会長を補佐して事業団の業務を掌握し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときは、その職務を行なう。

3 理事は、会長の定めるところにより、会長及び理事長を補佐して事業団の業務を掌握し、会長及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、事業団の業務を監査する。

### (役員任命)

第10条 会長、理事長及び監事は、外務大臣が任命する。

2 理事は、会長が外務大臣の認可を受けて任命する。

### (役員任期)

第11条 会長、理事長及び理事の任期は、4年とし、監事の任期は2年とする。

ただし、補欠の役員は前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

### (役員欠格条項)

第12条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

(1) 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長

(2) 政府又は地方公共団体の職員（審議会、協議会等の会員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く。）

（役員解任）

第13条 外務大臣又は会長は、それぞれの任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 外務大臣又は会長は、それぞれの任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のための職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があるとき。

3 会長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

（役員兼職禁止）

第14条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、外務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（代表権の制限）

第15条 事業団と会長または理事長との利益が相反する事項については、会長及び理事長は代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

（職員任命）

第16条 事業団の職員は、会長が任命する。

（役員及び職員の地位）

第17条 事業団の役員及び職員は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

### 第3章 運営審議会

（運営審議会）



第18条 事業団に、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、会長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する重要事項を審議する。

3 運営審議会は、事業団の業務の運営につき、会長に対して意見を述べることができる。

4 運営審議会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第19条 委員は、事業団の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、外務大臣の認可を受けて、会長が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 第13条第2項及び第3項の規定は、委員について準用する。

## 第4章 業 務

(業務の範囲)

第20条 事業団は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

(1) 国の委託を受けて、次の業務を行なう。

イ アジア等の地域からの技術研修員に対し技術の研修を行なうこと。

ロ アジア等の地域に人員を派遣して技術協力を行なうこと。

ハ アジア等の地域に設置される技術協力センターに必要な人員の派遣、機材設備の調達等その設備及び運営に必要な業務を行なうこと。

ニ アジア等の地域における公共的な開発計画に関し基礎的調査を行なうこと。

(2) 前号イの技術研修員のための研修施設及び宿泊施設を設置し、及び運営すること。

(3) 前2号の業務に附帯する業務を行なうこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するため、必要な業務を行なうこと。

2 事業団は、前項第4号に掲げる業務を行なおうとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

(業務方法書)

第21条 事業団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、外務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、外務省令で定める。

## 第5章 財務及び会計

(事業年度)

第22条 事業団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画、資金計画及び収支予算)

第23条 事業団は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画、資金計画及び収支予算を作成し、外務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第24条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後4月以内に外務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を外務大臣に提出するときはこれに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、並びに財務諸表および決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

(利益及び損失の処理)

第25条 事業団は毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整

理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は繰越欠損金として整理しなければならない。

(短期借入金)

第26条 事業団は、外務大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、外務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、1年以内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第27条 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- (1) 国債その他外務大臣の指定する有価証券の取得
- (2) 資金運用部への預託
- (3) 銀行への預金又は郵便預金
- (4) 信託業務を営む銀行又は信託への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第28条 事業団は、外務省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第29条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、外務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(外務省令への委任)

第30条 この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に関し必要な事項は、外務省令で定める。

## 第6章 監 督

### (監 督)

第31条 事業団は、外務大臣が監督する。

2 外務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

### (報告及び検査)

第32条 外務大臣は、必要があると認めるときは、事業団に対して業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に事業団の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定による職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提出しなければならない。

3 第1項の規定による立入捜査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

## 第7章 雑 則

### (解 散)

第33条 事業団の解散については、別に法律で定める。

### (大蔵大臣との協議等)

第34条 外務大臣は、次の場合には大蔵大臣と協議しなければならない。

(1) 第20条第2項、第21条第1項、第23条、第26条第1項若しくは第2項ただし附又は第28条の規定による認可をしようとするとき、

(2) 第21条第2項、第28条又は第30条の規定により外務省令を定めようとする

とき。

- (3) 第24条第1項または第29条の規定による承認をしようとするとき。
- (4) 第27条第1項の規定による指定をしようとするとき。

2 外務大臣は、第20条第1項第1号の委託をしようとするときは、あらかじめ当該委託業務の対象となる事業を所管する大臣と協議しなければならない。

(交付金の交付)

第35条 国は、事業団に対し、予算の範囲内で、事業団の業務の運営のために必要な経費の一部に相当する金額を交付することができる。

## 第8章 罰 則

(罰 則)

第36条 第32条第1項に規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、3万円以下の罰金に処する。

第37条 次の各号に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、3万円以下の過料に処する。

- (1) この法律により外務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
- (2) 第5条第1項の政令に違反して登記することを怠ったとき。
- (3) 第20条第1項に規定する業務以外の業務を行なったとき。
- (4) 第27条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
- (5) 第31条第2項の命令に違反したとき。

第38条 第6条の規定に違反した者は、1万円以下の過料に処する。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この法律は、公布日から施行する。

### (事業団の設立)

第2条 外務大臣は、事業団の会長、理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された会長、理事長又は監事となるべき者は事業団の成立のときにおいて、この法律の規定により、それぞれ会長理事長又は監事に任命されたものとする。

第3条 外務大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

第4条 設立委員は設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みの請求をしなければならない。

2 設立委員は、出資金の払込みがあった日において、その事務を附則第2条第1項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

第5条 附則第2条第1項の規定により指名された会長となるべき者は、前条の引き継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第6条 事業団は、設立の登記をすることによって成立する。

### (社団法人アジア協会からの引継ぎ)

第7条 昭和29年6月30日に設立された社団法人アジア協会（以下この条において「社団法人アジア協会」という。）は、定款で定めるところにより、設立委員に対して、事業団においてその一切の権利及び業務を承継すべき旨を申し出ることができる。

2 設立委員は、前項の規定による申出があったときは、遅滞なく、外務大臣の認可を申請しなければならない。

3 前項の認可があったときは、社団法人アジア協会の一切の権利及び義務は、事業団の設立のときにおいて事業団に承継されるものとし、社団法人アジア協会は、そのときにおいて解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

4 事業団は、前項の規定により社団法人アジア協会の権利及び義務を承継した場合において、その資産の価額から負債の価額を控除した残額に相当する金額は、第25条第1項の積立金と区別して、積立てなければならない。

5 第3項の規定により社団法人アジア協会が解散した場合における解散の登記については政令で定める。

#### (非課税)

第8条 附則第7条第3項の規定により事業団が権利を承継する場合において、当該承継に係る不動産の取得については、不動産取得税を課することができない。

#### (経過規定)

第9条 この法律の施行の際現に海外技術協力事業団という名称を利用している者は、この法律の施行後6月以内にその名称を変更しなければならない。

2 第6条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には適用しない。

第10条 事業団の最初の事業年度は、第22条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和38年3月31日に終わるものとする。

第11条 事業団の最初の事業年度の事業計画、資金計画及び収支予算については、第23条中「毎事業年度開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

#### (登録税法の一部改正)

第12条 登録税法（明治29年法律第27号）の一部を次のように改正する。

第19条第7号中「新技術開発事業団」の下に「海外技術協力事業団」を、「新

技術開発事業団法」の下に「海外技術協力事業団法」を加え、同条第18号中「日本開発銀行」の下に「海外技術協力事業団」を加え、同条第27号の3の次に次の1号を加える。

27ノ4 海外技術協力事業団が海外技術協力事業団法第20条第1項第2号ノ業務ノ為ニスル土地、建物又ハ船舶（水産業ノ研修ノ為ニ直接使用スルモノニ限ル）ノ権利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記

（印紙税法の一部改正）

第13条 印紙税法（明治32年法律第54号）の一部を次のように改正する。

第5条第9号ノ5ノ2の次に次の1号を加える。

9ノ5ノ3 海外技術協力事業団ノ発スル証書、帳簿

（所得税法の一部改正）

第14条 所得税法（昭和22年法律第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第10号中「新技術開発事業団」の下に、「海外技術協力事業団」を加える。

（法人税法の一部改正）

第15条 法人税法（昭和22年法律第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「新技術開発事業団」の下に、「海外技術協力事業団」を加える。

（地方税法の一部改正）

第16条 地方税法（昭和25年法律第226号）の一部を次のように改正する。

第72条の4第1項第3号中「新技術開発事業団」の下に、「海外技術協力事業団」を加える。

（行政管理庁設置法の一部改正）

第17条 行政管理庁設置法（昭和32年法律第77号）の一部を次のように改正する。

第2条第12号中「労働福祉事業団」の下に、「海外技術協力事業団」を加え



る。

(外務省設置法の一部改正)

第18条 外務省設置法(昭和26年法律第283号)の一部を次のように改正する。

第10条の2 中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 海外技術協力事業団を監督すること。

[付 3]

海外技術協力事業団主要役職員名簿

(昭和44年3月31日現在)

会 長	中 山 素 平
理 事 長	渋 沢 信 一
理 事 (常 勤)	油 谷 精 夫
〃	大 戸 元 長
〃	北 川 勝 敏
〃	渋 沢 正 一
理 事 (非 常 勤)	永 野 重 雄
〃	松 原 与 三 松
〃	井 上 五 郎
監 事	原 野 馨 章
〃	野 田 章 門
最 高 顧 問	松 永 安 左 玉 吉
常 勤 顧 問	秋 山 玉 吉
〃	柳 沢 米 吉
〃	安 芸 倉 一 謙
〃	小 森 永 貞 一 郎
顧 問	石 坂 貞 泰 三 学
〃	松 本 三 郎
〃	原 安 三 郎
〃	小 島 新 一

願	問	原	吉	平
”	”	福	慎	太郎
”	”	柳	誠	二郎
”	”	足		正
”	”	梶		剛
”	”	倉	主	税
”	”	久	秀	三郎
”	”	稻	平	太郎
”	”	岩	喜	雄
”	”	久		豊
”	”	田	秀	穂
総務部長		田		和
総務課長		国		和
人事厚生課長	(兼)	井	武	夫
企画課長	(兼)	小	良	治
技術室長	(兼)	藤	栄	三
調査統計課長	(兼)	国		和
語学研修室長		尾	勝	成
漁業センター室長		山	民	雄
経理部長		新	賢	作
財務課長		稲	常	人
会計課長		木	正	夫
契約課長		保	久	保
国内事業部長		長	正	男
管理課長		谷	川	造
研修第一課長(心得)		杉	山	

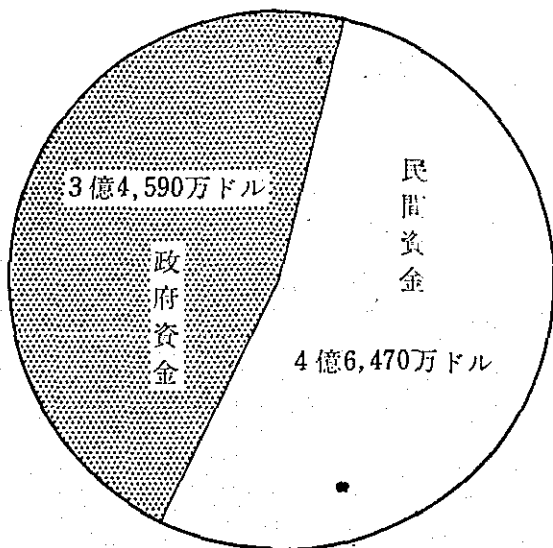
研修第二課長	宗 久	仁
研修監理員課長	三田村 定	徳
賠償室長	望 月 安	正
海外事業部長	吉 田 公	平
管理調整課長	奥 野 有 志	磨
派遣課長	宮 本 守	也
海外センター課長	植 原 保	一
医療協力室長	小 川 良	治
開発調査部長	階 堂 佳	次
計 画 課 長	阿 部 千 寿	生
実 施 課 長	新 家 義	雄
農業開発協力室長	坂 本	正
開発技術協力室長	松 原 良	夫
バンコック海外事務所長	武 田 道	夫
ニュー・デリー海外事務所長	八 坂 伝	郎
プノンペン海外事務所長	安 尾 正	元
マニラ海外事務所長	北 野 康	夫
中央研修センター館長	渡 辺 文	平
大阪国際研修センター館長	吉 田 春	茂
名古屋国際研修会館館長	神 宮 富 美	男
三崎国際水産研修会館館長	松 本 楠	義
茨城国際農業研修会館館長	中 田 正	一
日本青年海外協力隊事務局長	篠 浦 公	夫
総 務 課 長	守 屋 親	三
国 内 課 長	小 野 正	美

海外課長		松	崎	富	雄
日本青年海外協力隊訓練所長	(兼)	小	野	正	美
マレーシア日本青年協力隊海外駐在員		坂	本	喜久	雄
タンザニア	//	富	田	浩	造
ラオス	//	岡	部	和	夫
フィリピン	//	粕	谷	甲	一
モロッコ	//	山	本	雅	生

〔付 4〕

経済協力での政府・民間ベースの比較

(1) 42年度わが国経済援助額における政府資金と民間資金の比較



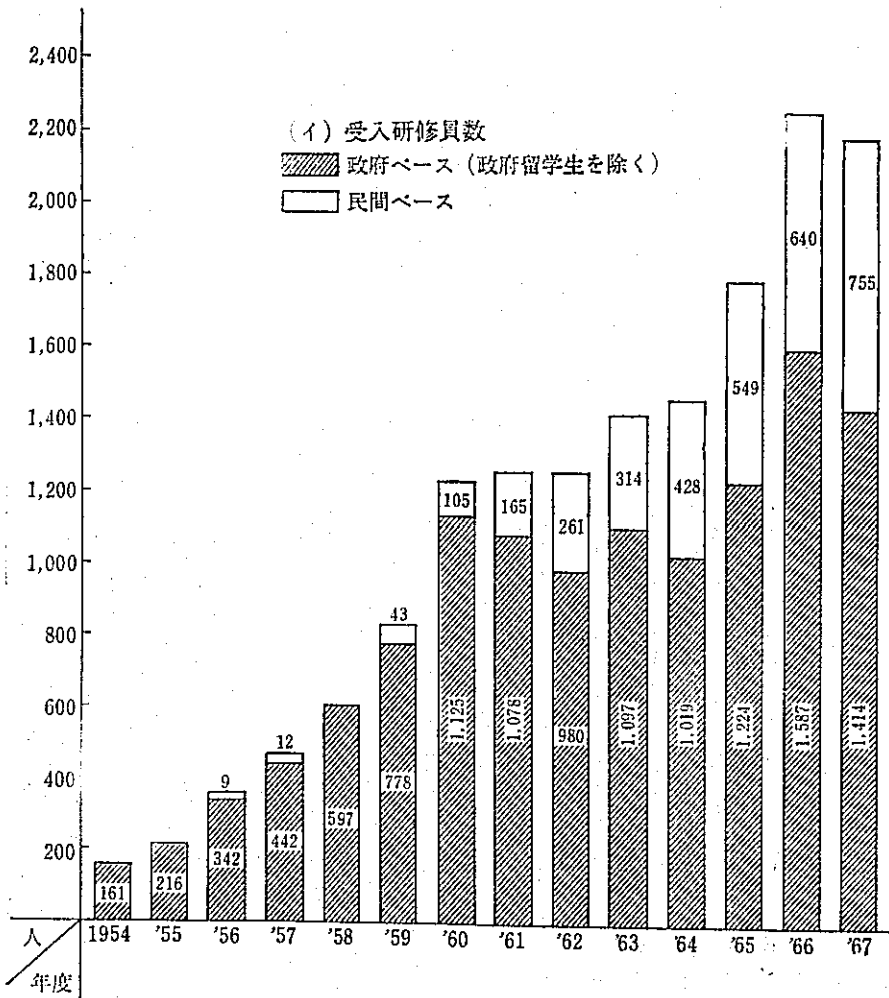
(注)

① 政府資金は二国間贈与、政府貸付、国際機関への拠出である。

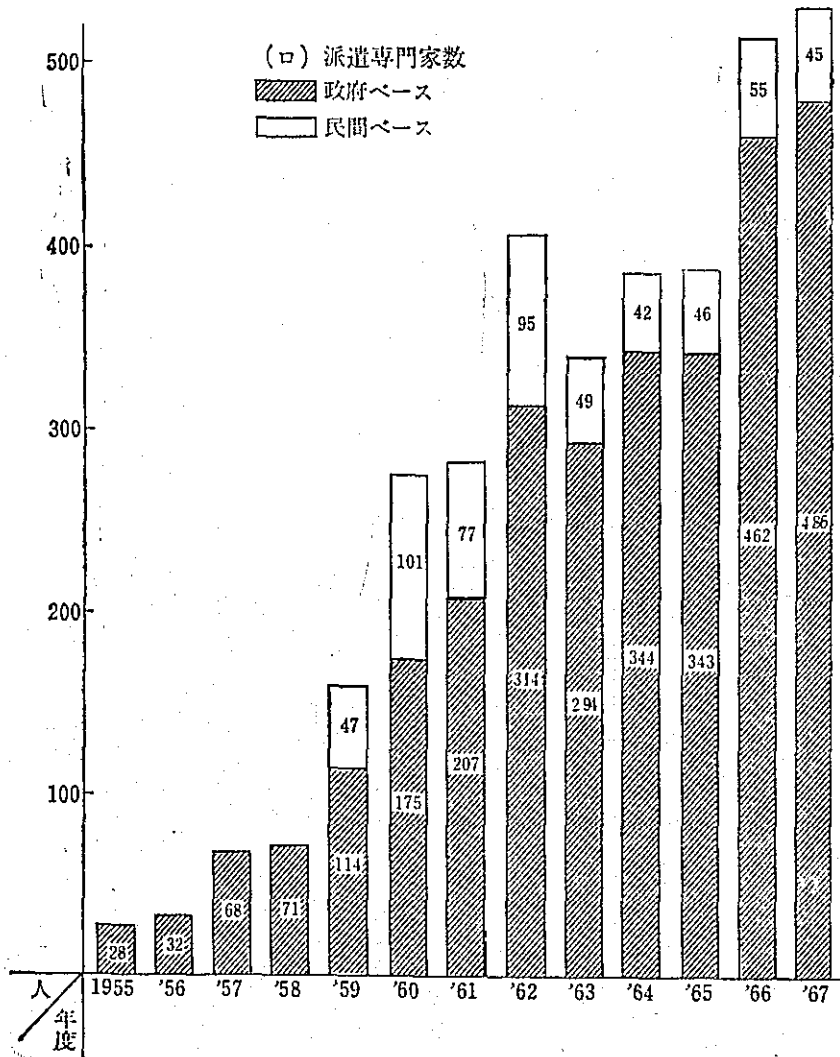
② 民間資金は民間直接投資、民間輸出信用である。

出所 DAC1968年報告書

(2) わが国の技術協力における政府・民間ベースの比較



出所 (経済協力の現状と問題点) 1968年度版通商産業省貿易振興局編



出所(経済協力の現状と問題) 1967年度版通商産業省貿易振興局編



〔付 5〕

**受入研修員に関する諸経費一覧** (海外技術協力事業団が受入れる  
研修員1名当りの基準額である)

項目	内 容	備 考	
a	渡航費	エコノミークラス航空賃	
b	滞在費	2,400円(1日当り)	
c	支度料	25,000円	到着時支給
d	国内旅費	31,257円(鉄道賃) 18,000円(旅行手当) 1泊につき1,200円	
e	書籍費	研修期間 6カ月以内 2,000円 6カ月を超える場合 4,000円	
f	厚生費 (医療費 福祉費)	2,500円(1月当り)	医療費は健康保険の診療範囲内、福祉費はレクリエーションに当る
g	研修付帯費(※)	22,000円(1月当り)	①通訳、講師および受入先への謝金、指導員同行旅費、教材費、資材費等 ②事業団が直接研修受入先に支払う
h	資料別送料	別送扱い・10kg相当料金	研修資料の送料として離日時支給

(※) 「国連計画、政府一般」によって受入れる研修員については、わが国は、この経費のみを負担する。

[付 6]

**派遣専門家の給与一覽**

(海外技術協力事業団が派遣する専門家、センター要員等の給与等である。)

項 目	内 容	備 考
給与(本俸, 在勤俸, 在勤加俸)	<p>本俸: 150,000円(特級)～ 30,000円(6級)</p> <p>在勤俸: 国別, 等級別に定めた定額</p> <p>在勤加俸: 配偶者25/100×(在勤俸) 子1人につき10/100×(在勤俸)</p>	<p>月額, 邦貨, 本邦出発より帰国の日まで支給する。ただし勤務先から別に支給される場合, 扶養親族がない場合, および, 扶養家族を全部呼び寄せた場合は支給しない。</p> <p>月額, 米ドル, 任地到着の翌日より出発の前日まで支給される。ただし相手国で一部を負担する場合は, その分を控除する。</p> <p>扶養家族を随伴し, または呼称せる者に対し, 在勤俸の40/100を限度として支給する。</p>
旅費(航空貨, 船貨, 鉄道貨, 日当, 宿泊料, 移転料, 扶養親族移転料, 着後手当, 支度料, 旅行雑費)	<p>航空貨: エコノミークラス, ただし特級格の者, かつ1級の者で調査団長, またはセンターの理事長はファーストクラス</p> <p>日当, 宿泊料, 移転料, 扶養親族移転料, 着後手当, 支度料: 国家公務員旅費に準じた定額を支給する。</p> <p>旅行雑費は旅行者の予防注射料, 入出国税, 海外渡航のための健康診断料の実費程度を支給する。</p>	
有給休暇	<p>専門家が任国の承認を得た休暇については有給休暇とする。</p>	<p>原則として専門家が勤務する機関の職員に与えられている有給休暇日数の範囲とする。</p>
その他	<p>災害補償等については別に定める。</p>	
<p>(注) (1) 長期(1年以上)派遣者に対しては本俸, 在勤俸, 航空貨, 船貨, 鉄道貨, 日当, 宿泊料, 移転料, 着後手当, 支度料, 旅行雑費, また必要に応じて在勤加俸, 扶養親族移転料を支給する。</p> <p>(2) 短期(1年以下)派遣者に対しては, 本俸, 航空貨, 船貨, 鉄道貨, 日当, 宿泊料, 支度料および旅行雑費を支給する。</p>		

〔付 7〕



センター名	所在地	建物の概要	概 要	能 能	設 備 の 概 要	完成
中央研修センター	東京都新宿区市ヶ谷 本町町42番地11	鉄筋コンクリート造 地下1階、地上4階 塔屋1	○東京地区における研修員 の研修及び宿泊 ○研修員、派遣専門家等の 講習研修。	166室 6号 研修室、会議室、セミ ナー室、食堂、集議室等	昭39.8	
大阪国際研修センター	大阪府茨木市 山田別荘752~6	鉄筋コンクリート造 地上6階(一部二階)	○東阪神の重工業及び中小 企業(電力、鉄鋼、中小 企業(専門)等を対象とし た研修員の研修及び宿泊	居室 66室 教室 4 研修室、会議室、集 議室等	昭42.3	
名古屋国際研修会館	名古屋市中区 法王町2の4	鉄筋コンクリート造 地下1階 地上2階	○名古屋近郊の重工業 (鋼材、自動車、電気等) を対象とする研修員の研 修及び宿泊	居室 45室 教室、会議室、集議室 研修室、設備等	昭36.3	
三岐国際研修会館	神奈川県三浦市 諏訪町10の20	鉄筋コンクリート 造り 2階建1棟 防火構造2階建1棟 平家建1棟	○沿海漁業に関する技術の 研修を目的とした研修員 の研修。	居室 29 教室、会議室、公設室 展示、実習室、集議室 2 室 (各4.9トﾝ)	昭36.5	
茨城国際農業研修会館	茨城県東茨城郡 内原町長田1397の1	木造平家建 1部コンクリート 造り 14棟	○農業技術の研修を目的と した研修員の研修	居室 30 教室、実習室、各種機械 具作業室、自給農場(水 田を含む)	昭36.5	

[付 8]



1. 受入研修員

(昭和29年4月～昭和33年12月) (単位 人)

地域別	業種別	農水産	建設	鉱工業	公益事業	運輸	郵政	厚生	教育	行政	その他	計
アジア地域		2,931	473	1,280	344	572	605	509	503	1,016	849	8,882
中近東・アフリカ	〃	261	119	137	24	92	193	23	27	110	48	1,034
中南米	〃	128	74	58	68	95	101	9	19	46	22	620
その他諸国		15	11	7	—	1	—	2	2	4	26	68
計		3,335	77	1,482	236	760	899	543	551	1,176	945	10,604

2. 派遣専門家

(昭和29年4月～昭和43年12月) (単位 人)

地域別	業種別	農水産	建設	鉱工業	公益事業	運輸	郵政	厚生	教育	行政	その他	計
アジア地域		388	81	198	26	37	107	308	54	15	18	1,232
中近東・アフリカ	〃	70	42	49	6	22	8	62	6	3	7	275
中南米	〃	42	18	59	7	17	24	9	1	8	1	156
	計	500	141	276	39	76	139	379	61	26	26	1,663

3. 海外技術協力センター

昭和43年12月31日現在

国名	協力期間	業種	センター名	機関	組	備考
インド	37.3.31~ 42.6.30	水産	インド水産加工技術訓練センター	四 線		引継完了
"	39.12.17~ 43.12.16	農 業	インド農業技術センター	訓練、普及		運営中
パキスタン	38.11.16~ 42.11.15	電気通信	パキスタン電気通信研究所センター	研究指導		運営中
"	35.7.30~ 40.7.29	農 業	東パキスタン農業機械化訓練センター	技術者の養成		引継完了
セイロン	36.3.20~ 40.9.19	水 産	セイロン漁業訓練センター	同 様		引継完了
タイ	38.11.16~ 43.4.15	土 木	タイ道路建設技術訓練センター	指導及び講習		運営中
"	38.11.25~ 41.3.24	医 薬	タイワイハリス研究センター	ワクチン製造及び販売法		引継完了
"	38.8.24~ 40.8.23	電気通信	タイ電気通信センター	下級中国技術者の養成		引継完了
カンボジア	34.7.7~ 41.7.6	農 業	日カボジア農業技術センター	訓練、普及		引継完了
"	34.7.7~ 41.7.6	畜 産	日カボジア畜産センター	研究、訓練、普及		引継完了
"	34.7.7~ 41.7.5	医 療	日カボジア医療センター	普及、実験、研究		引継完了
アフガニスタン	36.3.15~ 40.9.11	軽 工 業	アフガニスタン小規模工業訓練センター	技術指導、訓練		引継完了
イラン	35.9.12~ 40.9.11	軽 工 業	イラン小規模工業技術訓練センター	訓 練		引継完了
ケニア	39.7.30~ 43.7.25	軽 工 業	ケニア小規模技術訓練センター	技術指導、経営指導		運営中
ガーナ	39.5.23~ 42.5.22	軽 工 業	ガーナ繊維訓練センター	訓 練		運営中
ブラジル	37.3.28~ 43.7.22	軽 工 業	ブラジル繊維工業技術訓練センター	品質管理		運営中
フィリピン	41.9.29~ 45.9.28	軽 工 業	フィリピン家小規模工業技術訓練センター	小規模経営者の育成		運営中
シंगाポール	41.10.15~ 45.10.14	軽 工 業	シंगाポール印刷・生産訓練センター	設計・製作訓練		運営中
メキシコ	42.7.25~ 46.7.24	電気通信	メキシコ電気通信技術訓練センター	技術者の養成		運営中
ドイツ	42.12.25~ 46.10.24	軽 工 業	ドイツ製法技術訓練センター	機械加工の訓練		閉 鎖 中
ウガンダ	42.10.25~ 46.10.24	軽 工 業	ウガンダ小規模工業技術訓練センター			準備中

4. 開発調査

(昭和37年～昭和43年12月) (単位: チーム数)

地域別 業種別	農 水 産	建 設	造 紙	鉄 道 業	運 輸	郡 政	学 生	教 育	行 政	そ の 他	メ コ ン 計 河 西	メ コ ン 計 ア ホ バ 1	計
アジヤ地域	12	15	12	11	9	9	—	—	6	—	31	3	108
中近東地域	3	2	4	5	2	2	—	—	2	—	—	—	20
中南米地域	3	—	—	8	4	—	—	—	—	—	—	—	27
計	18	20	24	34	18	14	—	—	8	—	31	—	155

5. 機材供与

地域	品名	機材	数量	地域	品名	機材	数量
ア	ピ	70ccエンジンポンプ	1式	ア	ア	電子工学測定器	1式
	ル	ポンプ	1式		ル	電子工学測定器	1式
	カ	ポンプ	1式		カ	電子工学測定器	1式
	ン	ポンプ	1式		ン	電子工学測定器	1式
	セ	ポンプ	1式		セ	電子工学測定器	1式
	イ	ポンプ	1式		イ	電子工学測定器	1式
	ン	ポンプ	1式		ン	電子工学測定器	1式
	ド	ポンプ	1式		ド	電子工学測定器	1式
	ネ	ポンプ	1式		ネ	電子工学測定器	1式
	ソ	ポンプ	1式		ソ	電子工学測定器	1式
シ	マ	ポンプ	5トン	シ	マ	電子工学測定器	1式
	レ	ポンプ	1式		レ	電子工学測定器	1式
	ン	ポンプ	1式		ン	電子工学測定器	1式
	ソ	ポンプ	1式		ソ	電子工学測定器	1式
	ク	ポンプ	1式		ク	電子工学測定器	1式
	ニ	ポンプ	1式		ニ	電子工学測定器	1式
	シ	ポンプ	1式		シ	電子工学測定器	1式
	ノ	ポンプ	1式		ノ	電子工学測定器	1式
	ブ	ポンプ	1式		ブ	電子工学測定器	1式
	チ	ポンプ	1式		チ	電子工学測定器	1式
ア	マ	ポンプ	1式	ア	マ	電子工学測定器	1式
	レ	ポンプ	1式		レ	電子工学測定器	1式
	ン	ポンプ	1式		ン	電子工学測定器	1式
	ソ	ポンプ	1式		ソ	電子工学測定器	1式
	ク	ポンプ	1式		ク	電子工学測定器	1式
	ニ	ポンプ	1式		ニ	電子工学測定器	1式
	シ	ポンプ	1式		シ	電子工学測定器	1式
	ノ	ポンプ	1式		ノ	電子工学測定器	1式
	ブ	ポンプ	1式		ブ	電子工学測定器	1式
	チ	ポンプ	1式		チ	電子工学測定器	1式
ア	マ	ポンプ	1式	ア	マ	電子工学測定器	1式
	レ	ポンプ	1式		レ	電子工学測定器	1式
	ン	ポンプ	1式		ン	電子工学測定器	1式
	ソ	ポンプ	1式		ソ	電子工学測定器	1式
	ク	ポンプ	1式		ク	電子工学測定器	1式
	ニ	ポンプ	1式		ニ	電子工学測定器	1式
	シ	ポンプ	1式		シ	電子工学測定器	1式
	ノ	ポンプ	1式		ノ	電子工学測定器	1式
	ブ	ポンプ	1式		ブ	電子工学測定器	1式
	チ	ポンプ	1式		チ	電子工学測定器	1式
ア	マ	ポンプ	1式	ア	マ	電子工学測定器	1式
	レ	ポンプ	1式		レ	電子工学測定器	1式
	ン	ポンプ	1式		ン	電子工学測定器	1式
	ソ	ポンプ	1式		ソ	電子工学測定器	1式
	ク	ポンプ	1式		ク	電子工学測定器	1式
	ニ	ポンプ	1式		ニ	電子工学測定器	1式
	シ	ポンプ	1式		シ	電子工学測定器	1式
	ノ	ポンプ	1式		ノ	電子工学測定器	1式
	ブ	ポンプ	1式		ブ	電子工学測定器	1式
	チ	ポンプ	1式		チ	電子工学測定器	1式

(注) ※は昭和29年度時分



6. 日本青年海外協力隊

(昭和40年～昭和43年12月) (単位 人)

地域別	業種別	農水産	建設	鉱工業	公営事業	運輸	郵政	厚生	教育	その他	計
7	7	地域	27	37	10	7	50	13	13	41	314
7	7	リカ地域	52	6	1	11	—	—	13	28	122
中	南	米地域	—	—	—	—	—	—	—	8	8
		計	198	38	43	11	20	13	26	77	444

[付 9]

**昭和42年度出版物案内**

定期刊行物

- 1 技術協力年報 1967
- 2 海外技術協力(月刊)
- 3 Technical Cooperation 1968
- 4 若い力(月刊)
- 5 Kenshu-in(季刊)
- 6 エキスパート

## 一般刊行物

### カンボディア

- 1 カンボディア国 CHRUOY-SMACH 港建設計画調査報告書
- 2 日ラオ農牧実習センター開設について
- 3 カンボディアの医療事情
- 4 技術協力動向調査報告 (No. 6) (カンボディア・ヴィエトナム編)

### セイロン

- 1 セイロン国ドライゾーンの稲作水利に関する報告書

### インド

- 1 インド農業技術センター調査報告書 (第6次)
- 2 インド農業技術センターナディア農場総合報告書 1962~1966
- 3 インド農業技術センターシャハバード農場総合報告書 1962~1967
- 4 インド農業技術センターサンバルプール農場総合報告書
- 5 印度西部地方における稲作改良について —とくにグジャラート地方における—
- 6 インドにおけるライ対策の現況

### インドネシア

- 1 Survey Report on the Trans Sumatra Highway Project for The Republic of Indonesia
- 2 インドネシアとうもろこし開発計画調査報告書 (和・英文)
- 3 インドネシア共和国西部ジャワ中央病院に対する医療協力調査報告書
- 4 インドネシア食糧増産協力実施調査団報告書概要
- 5 インドネシア西部ジャワ食糧増産協力実施調査団報告書

### マレーシア

- 1 マレーシア国診察団派遣に関する調査報告書
- 2 マレーシア国クチン港建設計画調査報告書
- 3 マレーシア国クチン・ショホール間通信回線建設計画調査報告書  
(和・英文)

#### パキスタン

- 1 東パキスタンゴライ河架橋計画調査報告書

#### フィリピン

- 1 フィリピン国における米増産のための第2次調査報告書
- 2 フィリピンにおける野鼠駆除指導に関する報告書
- 3 フィリピン国ポリオ対策に関する調査報告書

#### タイ

- 1 タイウイルス研究センター総合報告書
- 2 タイ医療調査報告書 —タイ国立がんセンター設立計画について—
- 3 タイ王国ソククラ港建設計画調査報告書 (和・英文)

#### 中華民国

- 1 中華民国における油脂精製技術協力計画総合報告書

#### ヴェトナム

- 1 ヴェトナムの産業
- 2 技術協力動向調査報告書 (No. 6) (カンボディア・ヴェトナム編)

#### 韓国

- 1 韓国鉄道工場建設計画調査報告書 (和・英文)
- 2 韓国港湾技術の指導に関する総合報告書

#### メコン関係

- 1 メコン河パモン、サンポール両計画調査第2回合同打合せ資料
- 2 メコン河ナムグム計画調査報告書
- 3 メコン河下流域国の計画経済開発の構造
- 4 アジア開発銀行メコン開発基金協定案（メコン委員会事務局）

#### アラブ連合

- 1 アラブ連合カイロ都市交通計画調査報告書
- 2 アラブ連合共和国大カイロ市都市交通計画調査報告書
- 3 U. A. R. 砂漠開発技術援助総合報告書

#### タンザニア

- 1 タンザニアとうもろこし開発協力実施調査団報告書
- 2 ケニアおよびタンザニアにおける医療状況調査報告書

#### アルジェリア

- 1 アルジェリア国紙パルプ工業設立計画報告書

#### ガーナ

- 1 ガーナにおける鉄道軌道に関する技術指導について

#### ケニア

- 1 ケニアおよびタンザニアにおける医療状況調査報告書

#### コンゴ

- 1 コンゴ民主共和国年報（1964）

#### イラン

- 1 イラン医療協力実施調査団報告書

#### イラク

- 1 イラクにおける雑穀別技術指導報告書

## レバノン

- 1 レバノン国における製糸工場技術協力についての報告

## ナイジェリア

- 1 ナイジェリア経済成長の考察

## マダガスカル

- 1 マダガスカル共和国家畜衛生状況調査報告書

## コロンビア

- 1 コロンビア国パティア河電源開発計画調査報告書（和・英文）

## ブラジル

- 1 ブラジル医療協力実施調査団調査報告書
- 2 ブラジルにおける稲作の技術指導総合報告書

## チリー

- 1 チリー都市交通計画調査報告書（和・英文）
- 2 ペルー、チリー両国における地殻変動観測計器設置ならびに観測技術指導にあたって

## ペルー

- 1 ペルー共和国プノ県電化計画調査報告（和、英、西文）
- 2 ペルー、チリー両国における地殻変動観測計器設置ならびに観測技術指導にあたって

## ヴェネズエラ

- 1 ヴェネズエラ鉄物資源開発計画調査報告書

## その他

- 1 東南アジア医学シンポジウム講演会

- 2 海外派遣専門家のための健康ハンドブック
- 3 農業援助政策上の問題点 —OECD DAC—
- 4 わが国の技術協力の現況
- 5 東南アジア各国鉄道の近況 —近代化計画を中心として—
- 6 開発途上諸国における化学肥料需給予測
- 7 国連開発計画活動報告書資料 1966年度
- 8 昭和41年度集団研修コースエバリネーション総合報告書
- 9 民間企業の技術援助に関する試験的調査 (OECD 開発援助委員会)
- 10 わが国の技術協力効果測定報告書
- 11 開発途上諸国の農業に対する英国の協力
- 12 主要養蚕技術の道標
- 13 第18回コロンプラン会議
- 14 世界の諸地域における公衆衛生上の諸問題  
—開発途上にある諸国に対する技術協力を中心として—
- 15 水資源開発事業の計画作成基準に関する便覧
- 16 1966年度国連開発計画活動報告書資料
- 17 国際開発局 (A I D) の融資基準便覧
- 18 技術援助の要請及び供給に関する専門家グループの報告書
- 19 海外中小規模工業経済協力調査報告書 —中近東・アフリカ班—
- 20 海外中小規模工業経済協力調査報告書 —東南アジア班—
- 21 医療関係技術協力主要プロジェクトの概要
- 22 第18回コロンプラン協議委員会会議出張報告書
- 23 Japanese Fisheries
- 24 援助と農業開発 (OECD 開発援助委員会)

[付 10]

**賛助会員**

(昭和43年4月現在)

鐘淵紡績	日新運輸倉庫	日清製粉
富士紡績	商船航空サービス	日本製粉
日清紡績	近鉄航空サービス	明治製菓
東洋レーヨン	ジャパンプレス	森永製菓
旭化成工業	京浜トラベル	明治乳業
帝人	日本航空	雪印乳業
倉敷レイヨン	フランス國營航空	大洋漁業
三菱レイヨン	ヴァリグ航空	日本水産
東邦レーヨン	日本郵船	日魯漁業
日本レイヨン	大阪商船三井船船	日本冷蔵
日本漁網船具	ジャバンライン	海外漁業
帝國産業	山下新日本汽船	林兼水産工業
森下製網所	川崎汽船	昭和電工
日東製網	昭和海運	日産化学工業
桃井貿易	東京船船	呉羽化学工業
王子製紙	大日本製糖	日本合同肥料
國際電信電話	明治製糖	東洋曹達工業
日本電信電話公社	芝浦精糖	三共
日本通運	大阪製糖	武田藥品工業
阪急交通社	日本農産工業	塩野義製薬
東急航空	キッコーマン醬油	エーザイ
ニュージャパン トラベルサービス	味の素	第一製薬



ミドリ十字  
 北興化学工業  
 日本農薬  
 東亜農薬  
 大塚薬品工業  
 大日本インキ化学工業  
 大日精化工業  
 スワン万年筆  
 小川香料  
 大日本塗料  
 東亜ペイント  
 花王石鹼  
 品川白煉瓦  
 黒崎窯業  
 日本磚子  
 日本特殊陶業  
 日本板硝子  
 日本硝子  
 大同コンクリート工業  
 ブリヂストンタイヤ  
 昭和護謨  
 住友ゴム工業  
 日本鋳業  
 三井金属鋳業  
 三菱金属鋳業

住友金属鋳業  
 古河鋳業  
 同和鋳業  
 三井鋳山  
 北海道炭礦汽船  
 三菱鋳業  
 日鉄鋳業  
 日窒鋳業  
 石原産業  
 東邦亜鉛  
 海外鋳物資源開発  
 スラウエンニッケル  
 開発協力  
 帝国石油  
 日本石油  
 三菱石油  
 出光興産  
 興亜石油  
 シェル石油  
 北スマトラ石油  
 開発協力  
 八幡製鉄  
 富士製鉄  
 日本鋼管  
 神戸製鋼所  
 住友金属工業  
 川崎製鉄

住友軽金属工業  
 古河電気工業  
 住友電気工業  
 日立製作所  
 東京芝浦電気  
 三菱電機  
 松下電器産業  
 三洋電機  
 明電舎  
 神鋼電機  
 日本電気  
 富士通  
 沖電気工業  
 岩崎通信機  
 日本無線  
 日立電気  
 国際電気  
 光電製作所  
 古野電気  
 海上電機  
 大洋電機  
 芝電気  
 新電元工業  
 東洋ファイバー  
 日本信房

京三製作所  
服部時計店  
東京機械製作所  
新東工業  
小松製作所  
久保田鉄工  
井関農機  
共立農機  
高北農機  
佐藤造機  
有光農機  
丸山製作所  
松山製製作所  
佐竹製作所  
中央貿易  
東西産業貿易  
池貝鉄工  
ワシノ機械  
大日金属工業  
牧野フライス製作所  
豊田自動織機製作所  
酒井重工業  
東洋製罐  
日本橋梁  
日本精工

東洋ベアリング製造  
光洋精工  
島津製作所  
日立レントゲン販売  
東芝放射線  
日本光電工業  
富士平工業  
昭和電線電纜  
大日日本電線  
タツタ電線  
日立電線  
荏原製作所  
西島製作所  
電業社機械製作所  
宇野沢組鉄工所  
千代田化工建設  
阪神内燃機工業  
三井精機工業  
不二サッシ販売  
前川製作所  
木下工業  
京都機械  
昭和測器工作所  
大島鉄工所  
鉦研試錐工業

利根ボーリング  
河合ボーリング  
日立造船  
三菱重工業  
石川島播磨重工業  
川崎重工業  
浦賀重工業  
日本ウジミナス  
汽車製造  
東洋運搬機  
トヨタ自動車工業  
いすゞ自動車  
東洋工業  
ダイハツ工業  
富士重工業  
ヤンマーディーゼル  
電源開発  
東京電力  
中部電力  
関西電力  
北陸電力  
東北電力  
北海道電力  
九州電力  
中国電力

四 国 電 力	東 亞 港 湾 工 業	日 本 農 業 土 木
間 組	東 洋 建 設	コ ン サ ル タ ン ツ
西 松 建 設	佐 伯 建 設 工 業	新 日 本 技 術
鹿 島 建 設	大 都 工 業	コ ン サ ル タ ン ツ
大 林 組	臨 海 土 木 工 業 所	日 本 技 術 開 発
大 成 建 設	国 土 総 合 開 発	日 本 交 通 技 術
清 水 建 設	三 井 不 動 産	電 気 技 術 開 発
熊 谷 組	久 保 水 建 設	明 治 コ ン サ ル タ ン ツ
前 田 建 設 工 業	栗 田 工 業	サ ン コ ー
飛 島 建 設	日 本 工 營	コ ン サ ル タ ン ツ
藤 田 組	東 洋	梶 谷 調 査 工 事
竹 中 工 務 店	エ ン ジ ニ ア リ ン グ	富 士 コ ン サ ル タ ン ツ
住 友 建 設	八 千 代	国 際 技 術 協 力 開 発
銭 高 組	エ ン ジ ニ ヤ リ ン グ	三 井 共 同 建 設
戸 田 建 設	日 本 水 道	コ ン サ ル タ ン ツ
三 井 建 設	コ ン サ ル タ ン ツ	橋 梁 設 計 事 務 所
佐 藤 工 業	東 光 コ ン サ ル タ ン ツ	内 外 コ ン サ ル タ ン ツ
安 藤 建 設	日 本 港 湾	セ ン ト ラ ル
大 豊 建 設	コ ン サ ル タ ン ツ	コ ン サ ル タ ン ツ
鉄 建 建 設	日 本 通 信 協 力	ア ジ ア 航 測
北 野 建 設	日 本 特 殊 土 木 工 業	国 際 航 業
ブ ル ド ー ザ ー 工 事	建 設 技 術 研 究 所	三 菱 商 事
日 本 国 土 開 発	パ ン フ ィ ッ ク	三 井 物 産
日 本 舗 道 建 設	コ ン サ ル タ ン ツ	丸 紅 飯 田
五 洋 建 設	中 央 開 発	伊 藤 忠 商 事
	東 京 設 計 事 務 所	野 村 貿 易
	日 本 建 設	住 友 商 事
	コ ン サ ル タ ン ツ	日 綿 実 業
	日 本 物 理 探 鉱	花
	三 祐 コ ン サ ル タ ン ツ	東 洋 棉

日 岩 兼 安 豐 東 極 明 郡 守 日 鍛 南 永 大 入 メ ル 八 西 ト 海 川 日 日 日 外	井 宅 松 田 東 治 是 谷 製 治 洋 大 南 丸 ル 木 タ 島 輸 開 外	產 江 通 貿 商 產 商 物 產 公 產 貿 易 商 店 販 檢 査 一 商 店 入 銀 行 行 銀 行 協 力 基 金	商 業 商 商 食 易 事 業 會 業 會 產 業 司 業 貿 易 店 沢	東 住 三 三 富 第 大 三 東 神 協 日 日 北 日 日 信 相 商 日 三 住 カ 大	友 井 菱 士 一 和 海 戶 和 勸 興 道 拓 長 期 不 動 產 協 會 互 銀 行 拾 日 會 農 林 工 業 林 業 森 林 開 發	銀 銀 銀 銀 銀 銀 銀 銀 銀 業 業 殖 殖 信 用 信 用 協 會 日 本 農 林 工 業 林 業 林 業 開 發 丸 屋	行 行 行 行 行 行 行 行 行 業 銀 行 行 行 行 行 會 會 會 會 會 會 會 會 會 會 會 會	松 東 伊 高 西 阪 東 丸 文 日 貿 東 第 琴 山 日 日 海 電 日 日 日 日 日 日 日 日	勢 島 百 貨 百 貨 會 内 ホ テ ル 堂 出 版 日 日 工 業 協 立 工 務 檢 査 電 氣 通 信 協 會 通 信 協 會 船 主 協 會 乳 製 品 協 會 食 糧 農 業 協 會 ソ ー ダ 工 業 協 會 疏 安 工 業 協 會 塗 料 輸 出 振 興	屋 檜 丹 屋 店 店 館 刷 刷 易 社 會 會 會 會 會 會 會 會 會 會 會 會 會 會 會 會
---	---	---	---	--	--	---	--	---	--	---

日本石炭協会

海外鉱物資源

開発協力協会

日本鉄鋼連盟

日本機械輸出組合

日本工作機械工業会

日本鍛造品輸出組合

日本機械建設化協会

日本農業機械工業会

日本林業技術協会

全日本

初生雑鑑別協会

日本電線工業会

日本測量機器工業会

日本電気計

測器工業会

陸用内燃機関協会

日本船舶輸出組合

日本鉄道車輛

工業協会

日本鉄道車輛

輸出組合

海外鉄道技術

協力協会

海外電力調査会

電力中央研究所

日本水道協会

全国相互銀行協会

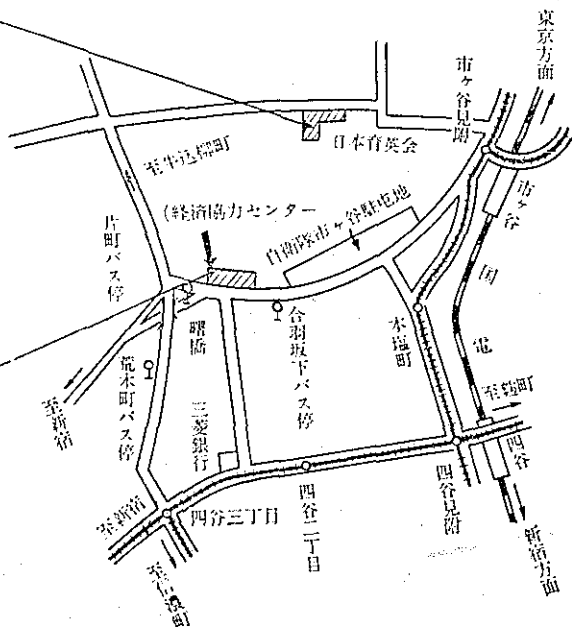
三菱経済研究所

拓大海外事情研究所

国民経済研究協会

中央研修センター  
☎ (268)7106

海外技術協力事業団  
(経済協力センター)



- 国電 四谷駅下車
- 都電 四谷二丁目下車
- 地下鉄 四谷三丁目下車
- バス 東京駅丸の内北口から新井薬師行き、  
合羽坂下下車  
新宿駅西口から浅草公園行き、  
片町下車  
渋谷駅から早大正門行き、  
荒木町下車

東京都新宿区市ヶ谷本村町42  
海外技術協力事業団  
☎ (353) 2171 (大代表)

